

労災保険に関するご相談に応じます！
働く方も、事業主の方も、お気軽にお電話ください。

労災保険相談ダイヤル

ろ う さ い



0570-006031

【受付時間：月～金 9:00～17:00】

(土・日・祝日、年末年始はお休みします)



たとえば、こんな疑問や相談におこたえます。

- 仕事中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
- 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？
- パート・アルバイトでも労災の対象になりますか？
- 通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか？
- 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？
- 石綿（アスベスト）による病気が労災になるのはどんな場合ですか？
- 労災年金の支給額が変更されたのはなぜですか？
- 労災年金の定期報告書の書き方を教えてください。

※ 労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

※ 労災保険給付の支払時期や年金支給額など、個人情報については、ご本人であることを確認させていただき、労災請求されたご本人のみにお答えします。

※ ご利用の際は、通話料がかかります（固定電話：1分10円、携帯電話：1分30円）。

PHS等一部の電話からはご利用になれません。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
労働基準局労災補償部